平成２８年（フ）第１１７３号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅20―101
破産者　河村　恵広
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
香川県三豊市詫間町詫間1364番地１
破産者　有限会社マイショップおざき
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第５４４号
北九州市八幡西区本城東５丁目12番21号
破産者　有限会社味平
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５号
宮崎県日南市園田１丁目７番50号
破産者　有限会社晴宝商事
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３６号
宮崎県日南市南郷町中村甲4727番地イ
破産者　有限会社親明商事
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３７号
宮崎県日南市南郷町中村甲4727番地イ
破産者　有限会社えにし商事
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７０６号
福岡市城南区田島１丁目18番22―301号
破産者　牧野　浩靖
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４６号
福岡市城南区梅林５丁目23番27号
破産者　ＨＥ　ＢＩＡＯ　賀　　彪
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５５号
福岡市博多区冷泉町１番20―404号
破産者　市村　健二
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５６号
福岡市中央区大名１丁目４番12―603号
破産者　矢野みちか
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７４３号
福岡市中央区高砂１丁目18番３号
破産者　竹田　正行
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８６号
福岡市南区老司５丁目24番33号、前住所福岡県春日市小倉５丁目40番地　中江コーポ201号
破産者　橋本　　翼（旧姓安永）
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７１号
福岡県大野城市上大利２丁目２番50号、前住所福岡県久留米市田主丸町地徳2252番地２
破産者　石田宗一郎
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８９号
福岡市南区井尻１丁目25番15―202号、前住所横浜市鶴見区平安町１丁目74番地
破産者　矢部加奈絵（旧姓奥山）
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９８号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―901号
破産者　安本　　光
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３０号
福岡市城南区友丘５丁目２番15号
破産者　濱田　三奈
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５５号
奈良県大和郡山市矢田町4163番地、住民票上の住所奈良市押熊町848番地の９
破産者　服部企建こと　服部　清司
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０７号
奈良市学園朝日元町２丁目529番地の３　エクセルハイツ学園朝日元町Ｂ―505号
破産者　坂本　啓子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４３号
奈良市四条大路４丁目１番81―106号
破産者　増子　明男
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
破産者　真栄城玄吉
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部